

## 8 不服申立て等

支部長が行った補償等に関する決定に不服がある者は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、当該支部審査会に審査請求をすることができます。さらに支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、本部に設置された審査会へ再審査請求ができます。

また、これらの不服申立てについては、行政不服審査法が適用されるようになっています。

なお、福祉事業に関する決定については、この不服申立ての対象とはなりません。当該決定を行った支部長に対して不服の申出ができることとされています。